

稲敷市地域公共交通活性化協議会規約

(設置)

第1条 稲敷市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第184号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議するため、並びに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画の作成及び実施に関する協議を行うために設置する。

(事務所)

第2条 協議会は、事務所を茨城県稲敷市犬塚1570番地1に置く。

(協議事項等)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる協議及び業務を行う。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃、料金等に関すること。
- (2) 市町村運営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- (3) 地域公共交通計画の策定及び変更に関すること。
- (4) 地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第4条 協議会は、次に掲げる者を委員とし組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民又は利用者の代表者
- (3) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- (4) 一般乗用旅客自動車運送事業者
- (5) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (6) 茨城運輸支局
- (7) 茨城県政策企画部交通政策課
- (8) 茨城県竜ヶ崎工事事務所
- (9) 稲敷警察署
- (10) 稲敷市長又はその指名する市の職員
- (11) 前各号に掲げる者のほか、協議会が必要と認める者

(役員)

第5条 協議会に次に掲げる役員を置き、その定数は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 監事 2人

2 役員は、委員の互選によりこれを選任する。

3 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 監事は協議会の出納監査を行い、その状況を会長に報告する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席をもって成立する。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長が決する。

4 会長は、必要に応じて委員以外の者に会議へ出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

5 会議において協議が調った事項については、協議会の構成員はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

6 会長は、会議の内容が軽微な場合又は緊急その他やむを得ない事情により会議を開催することが困難な場合は、書面協議により議決をすることができる。この場合において、第2項及び第3項の本文中「出席」とあるのを「回答」と読み替えて、その規定を準用する。

(幹事会)

第7条 協議会に提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応じ協議会に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

第8条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査及び検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第9条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、稲敷市地域振興部産業振興課に置く。
- 3 事務局に事務局長及び事務局員を置く。
- 4 事務局長は稲敷市地域振興部産業振興課長を、事務局員は同課職員をもって充てる。
- 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第10条 協議会の運営に要する経費は、負担金及び補助金をもって充てる。

(財政に関する事項)

第11条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用の弁償)

第12条 会議、幹事会及び分科会に出席した者は、別表に掲げる報酬及び費用の弁償を受けることができる。ただし、これに代わる対価を別に得ている者は、この限りでない。

(協議会が解散した場合の措置)

第13条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第14条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附則

- 1 この規約は、令和2年12月28日から施行する。
- 2 この協議会は、稲敷市地域公共交通活性化協議会設置要綱（平成19年稲敷市告示第16号）に規定する協議会を承継する。

別表（第12条関係）

委員の区分	報酬	費用弁償
学識経験者	日額 20,000 円	実費相当額
その他	—	2,200 円